

(1)「放課後子どもプラン」について、自治体におけるこれまでの実施状況(運営委員会の設置、コーディネーターの配置、指導者研修の合同開催、箇所数の増減等)を教示願う。また、各事業が個別に実施されていた時と比較し、事業内容、人員配置等主な変更点を説明されたい。

(回答)

1.平成19年度の実施状況については以下のとおり。

	放課後子どもプラン推進事業	
	放課後子ども教室推進事業	放課後児童健全育成事業
実施箇所数	6,272カ所(28.0%)	16,685カ所(74.4%)
平成18年度	8,318カ所	15,857カ所
取組市町村数	865市町村[47.4%]	1,611市町村[88.4%]
コーディネーター配置人数	3,476人	

放課後子ども教室推進事業は実施予定も含む。

放課後児童健全育成事業は平成19年5月1日現在の調査結果

()内は全小学校区数(22,420校区:平成19年5月1日現在)、[]内は全市町村数(1,823市町村:平成19年10月1日現在)に対する実施割合である。

2.制度自体に大幅な変更はないが、例えば、都道府県・市町村レベルでは、行政関係者(教育委員会及び福祉部局)、学校関係者、福祉関係者等により、域内の放課後対策事業の実施方法等を検討する場が設けられるとともに、現場レベルでは、コーディネーターの配置により、放課後児童クラブの子どもが放課後子ども教室の様々な活動に参加しやすくなったところ。

(2) 事業の実施主体である市町村からは、従来の両事業の対象児童の年齢や、保護者負担金、運営経費の差異により、一体的運用である「放課後子どもプラン」に混乱が生じているとの意見もあるが、実態をどのように把握されているか。まだであれば、実態把握のための調査を行う予定があるか。ある場合はその時期、内容を示されたい。

(回答)

1 . 「放課後子どもプラン」は本年 4 月より実施しているところであるが、実施から半年を経過し、地域によって取組状況に違いが生じてきていることから、本プランが地方自治体にとって取り組みやすく、より効果的な事業となるよう検討を進めるに当たり、年内には両省合同で実施状況調査を行い、実態の把握を行うこととしている。

2 . 調査内容については、

小学校区ごとの両事業の実施場所の把握

両事業を同じ場所で一体的に実施している場合の具体的内容

両事業を別々の場所で連携して実施している場合の具体的内容

地方自治体における教育委員会と福祉部局の連携状況

地方自治体及び現場における、事務手続きを含めた課題の把握などを予定している。

(3) 放課後児童クラブのニーズが増大し、貴省調査によれば、待機児童数は1万数千人規模に達するとのことだが、待機児童解消のための具体的な施策を説明されたい。

(回答)

- 1 . 利用を希望しても利用できない児童（いわゆる待機児童）は、平成19年5月現在で、1万4千人となっており、こうした児童の受け皿の拡大が必要と認識している。
- 2 . このため、放課後児童クラブについては、平成19年度より、文部科学省と厚生労働省が連携して実施している「放課後子どもプラン」に基づき、小学校の余剰教室の活用を図りながら、必要なすべての小学校区（2万か所）での実施を目指し、そのために必要なソフト及びハード両面での支援措置を講じているところである。
- 3 . こうした取組を通じて、クラブのか所数の大幅な増を図ることにより、いわゆる待機児童の解消を図ってまいりたい。

(4)「放課後子どもプラン」の推進により、放課後児童クラブのサービスの質が低下するのではないかと懸念が一部の保護者等にあるが、質の維持、向上のための方策を教示願いたい。

(回答)

1. 「放課後子どもプラン」は、子どもの活動機会の充実及び子育てと仕事の両立支援へのニーズの両者に適切に対応するため、子どもの安全な居場所を確保しつつ学習・交流活動等を行う放課後子ども教室推進事業と、放課後等の適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの連携を図り、両事業の内容の充実を図ることとしたものである。
2. その実施に当たり、放課後児童クラブの対象児童に対しては、「放課後子どもプラン」実施前と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るよう、両省連名の通知を発出するとともに、両省が合同で実施した会議の場において地方自治体に周知を図ったところである。
3. また、今般、放課後児童クラブの運営に当たっての基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を策定し、これを参考に定期的な自己点検等を促すことにより、クラブの資質の向上を図ることとしている。

(5) 希望する放課後児童クラブに入れず、別の放課後児童クラブに通っている児童数の把握を自治体等による調査から、詳細に行っているか。また、今後行う予定があるか伺いたい。

(回答)

- 1 . 放課後児童クラブの実施状況については、毎年5月1日現在で調査を行っており、全国の実施か所数や登録児童数、利用できない児童数等の把握を行っているところである。

- 2 . しかしながら、放課後児童クラブは保育所と違い、市町村に実施義務があるものではなく、利用希望者は基本的には各クラブに直接利用申込みを行うことから、希望するクラブに入れず、別のクラブに通っている児童数については、市町村及び各クラブとも把握が困難であるため、現在、調査は行っておらず、また、今後も調査をする予定はない。

(6) 本年中に示されることとなっていた放課後児童クラブに関する指針を、既に策定され、都道府県に通知されたとのことだが、その内容を開示されたい。
また、この指針により全国統一の最低基準が示されたものと了解するが、これまで自治体に任されていた実施内容に一定の基準を導入することの意義、必要性について説明されたい。

(回答)

- 1 . 放課後児童クラブについては、地域の実情に応じた柔軟な取組の実施が可能となるよう、これまで国として一律の基準を設けてこなかったところ。
- 2 . しかしながら、クラブ数の増加や未設置市町村等にクラブの運営に関する指針を示してほしいとの要望等を踏まえ、今般、放課後児童クラブの運営にかかるガイドラインを策定し、放課後児童クラブの資質の向上を図ることとしたもの。
- 3 . なお、本ガイドラインは最低基準という位置づけではなく、運営に必要な基本的な事項を示したものであり、各クラブにおいて、これを参考に定期的な自己点検等を促すことにより、望ましい方向を目指すものである。